令和 5 年度 鹿児島地方最低賃金審議会 第 3 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開	催	日	時	令和5年8月10日(木)15時10分~16時05分	
	開	催	場	所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出	公益	上代表委	員	(5名)	伊藤修平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)	
	労偅	古代表	委員	(5名)	白石裕治 和るりか 日高実禎 眞下浩一 三浦辰男(敬称略)	
席	使月	者代表	委員	(5名)	岩重昌勝 瀬平秀人 濵上剛一郎 本坊一浩 森山麗子(敬称略)	
	毒丞	z e	司	(4名)	中所労働局長 森川労働基準部長 松山賃金室長	
者	争的	答局			松下賃金室長補佐	
議	1	1 令和5年度鹿児島県最低賃金の改正審議について				
題	2	その他	ļ			
	1	1 令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況				
配						
付	審請	審議会進行時の配付資料				
資	1	1 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書				
料	2	2 専門部会審議経過本審報告書				
	3	3 鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)				

〇 松枝会長

皆様大変お待たせいたしました。

既に傍聴を希望される方々には入室していただいておりますが、先般のとおり会議の傍聴を 希望する者に対しては、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとご ざいますので、このまま続けさせていただきたいと思います。

これから令和5年度第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会の成立等について、事務局より報告をお願いたします。

〇 松山室長

報告いたします。

審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は今現在公益側委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名の計14名の委員の方にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しております。

なお、遅れて公益委員の伊藤先生が参加される予定となっております。

〇 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めたいと思います。それでは、議題に入ります。

本日の議題は1点のみです。

令和5年度鹿児島県最低賃金の改正審議についてですが、審議の前に事務局から本日の資料 の説明をお願いいたします。

〇 松山室長

本日行われました第4回専門部会と同じ資料とはなりますが、改めてご説明をいたします。

資料は、令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況でございます。

現在、31の労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局すべてで結審しており、うち、5労働局において、目安どおりの41円引き上げ、1労働局においてプラス1円の42円引上げとなっております。

Bランクについては、Bランクに属する 28 労働局のうち、24 労働局において結審しており、 目安どおりの 40 円引き上げが 16 労働局、プラス 1 円の 41 円引き上げが 4 労働局、プラス 2 円の 42 円引き上げが 3 労働局、プラス 3 円の 43 円引き上げが 1 労働局となっております。

Cランクについては、Cランクに属する 13 労働局のうち、3 労働局において結審しており、 目安どおりの 39 円引き上げが1 労働局、プラス5円の 44 円引き上げが1 労働局、プラス7円 の 46 円引き上げが1 労働局となっております。

効力発生予定日は、10月1日が29労働局、10月4日が2労働局、10月5日が2労働局となっております。

以上でございます。

〇 松枝会長

ありがとうございます。令和5年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月6日 に鹿児島労働局長から諮問を受けて、鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、4回にわたり審議 を行ってまいりましたが、本日10時から開催されました第4回専門部会で結論が出ましたの で、山本部会長から、その報告と審議経過について説明をお願いします。

事務局は、資料を配付してください。

〇 山本委員(県最賃専門部会部会長)

それでは、専門部会から報告させていただきます。今配布していただいた報告書を読み上げる形で報告したいと思いますのでご覧ください。

令和5年8月10日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島地方最低賃金審議 会鹿児島県最低賃金専門部会部会長、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。 当専門部会は、令和5年7月6日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県 最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達した ので報告する。

また、報告にあたっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方に基づき最新のデータにより令和3年10月2日発効の鹿児島県最低賃金、時間額821円は令和3年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、川口俊一、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、白石裕治、日高実禎、眞下浩一。使用者代表委員、岩重昌勝、瀬平秀人、濵上剛一郎。

別紙1です。鹿児島県最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間897円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

別紙2につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較についてであります。

地域別最低賃金につきましては、時間額821円、これは、発効日令和3年10月2日付けのものですけれども、これが、生活保護費、比較対象者、18~19歳・単身世帯者、対象年度は令和3年度、生活保護費・令和3年度、生活扶助基準の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額、90.860円。

3生活保護に係る施策との整合性について、上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

報告は以上であります。

それでは部会長から会長へ手渡したいと思います。

(山本県最賃専門部会部会長から松枝会長へ報告書を手交)

〇 山本委員(県最賃専門部会部会長)

続きまして、専門部会審議経過本審報告書の方をご覧いただければと思います。お手元に審議経過報告書があるかと思いますので、そちらをご覧ください。かなりの分量になりますので、すべてを読み上げますと若干長くなると思われますので、かいつまんでご説明をしたいと思います。

はじめに、当専門部会は7月6日の鹿児島地方最低賃金審議会に対して行われました諮問後、 当専門部会を設置して、これまで合計4回にわたり調査審議を行って議論を進めてまいりました。

審議の経過としては、第1回が7月24日、第2回が8月2日、第3回が8月7日、第4回が 本日8月10日であります。

第1回の専門部会におきましては、三者構成によって審議する場合は公開とするということ

を決めた後で、意見陳述を受けました。お二人から、鹿児島県労働組合総連合及び日本民主青年同盟鹿児島県委員会より意見陳述が行われました。

その後、労使各側から今年度の最低賃金の改正についての基本的な考え方を表明していただきました。

労側からは実質賃金は 2.3%マイナスと物価上昇に賃金が追い付いていないという現状が報告され、実質賃金の引上げを意識した議論が必要であること。また、雇用失業情勢につきましては、2022 年の目安審議時以来堅調に推移しているということであります。それから、人手不足が顕著な中で、人材の確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。最低賃金は生存権と直結しており、まずは誰もが時給 1,000 円の早期実現のために、東京都等との額差縮小にこだわっていきたいということであります。

労働者の実質賃金の上昇を実現する必要があり、最低賃金の引き上げが何よりも急務であって、ややもすると賃金交渉のような状況になりがちな審議に対してですね、大胆な最低賃金の引上げを実現することが社会的な要請であるということから、課題を労使ともに共有しながら、解決に向けた環境整備の審議をしっかりと行い、広く社会に対して要請していくことが必要である、といった旨が述べられました。

使用者側からは景気は確かに改善傾向にあり、最低賃金を引上げることの必要性は理解できる。しかし、この3年間でコロナ禍にもかかわらず、63円が引き上げられている。これは経営実態、特に中小・零細の経営実態を十分に考慮した審議となっていないのではないかという声も聞こえてくる。特に、近年の引上げのペースはかなり速すぎるということから、過剰債務、物価高、ゼロゼロ融資の返済、人手不足等コロナ禍からの出口が見えず、体力が消耗し、余力が乏しい中小企業も多く出ているという現状がある。特に、使側としては企業の支払能力にしっかりと焦点をあてていくべきである。こういった考え方が述べられました。

第2回の部会におきましては、労側からは経営上の問題点はやはり原材料価格高、人手不足・ 求職難である。コロナ前は約55%が県内就職だったのが、コロナ後は約60%で推移しているけ れども、毎年約2,000人以上の新卒者が県外に流出している。今までなかったような水準で県 内の新卒者の賃上げも拡大しているということであります。

それから、消費者物価につきましては、特に持家の帰属家賃を除く総合では 4.3%の上昇で、 生活関連の物価が上昇している。国際比較の点でも日本の水準はかなり低い、ということでで すね、しかも実質賃金は 14 か月連続で減少しているということから、全体を考慮して、第2回 目では 53 円を引上げて 906 円とするということが提案されました。

これに対し、使側からは原材料費も軒並み価格上昇となり、売上回復となってもゼロゼロ融 資の返済も始まり、中小企業は依然として厳しい。賃上げできる企業はどんどん賃上げすべで あるけれども、やはり持続可能な引上げも考慮する必要がある。後は、様々な経営者の厳しい 声のご紹介がありました。

こうした状況を踏まえて、使側としては 23 円引上げて、876 円を提示するということでありました。

この時点で30円の開きがございました。

第3回の専門部会では、労側からは春闘結果がですね、賃金調査にはまだ十分反映されては

いないのではないかということと、企業物価指数は改善傾向にあるということ、さらには生計費、これも最低賃金を上回る水準で推移してきている。価格転嫁についても、鹿児島県ではパートナーシップ構築宣言を実施している企業はわずかであって、この協定書も結ばれている段階ではない。実質賃金は 14 か月連続して減少している。こういったことを考慮して、47 円引上げて 900 円とするという提案がございました。

これに対し、使側からは再度提案がありまして、中賃の目安で出されていた 4.3%を重視したものであり、これを鹿児島市に当てはめると、昨年 10月以降ですね、3.7%という数字になる。これを基にして 853円に 3.7%を乗じた 32円を提示したいということでありました。

この時点で開きは15円に縮まりましたけれども、依然として開きがございました。

そこで第4回、本日ですが、労側からは再度提案がありまして、連合の今季春闘の賃上げ割合をもとに44円引上げて897円とするとの提案がございました。

これに対して使用者側委員からは、目安を尊重し 39 円引上げて 892 円を提示すると、こういう新たな金額提案がございました。

この時点で5円の開きに縮まりましたが、依然として開きがございました。

そこで、公労、公使それぞれ個別協議を行い、意見の一致に向けて努力を重ねてまいりましたけれども、労使とも基本的にですね、物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力に対する考え方にはやはり開きがあり、金額の一致を見るには至りませんでした。そこで、最後、結論といたしまして、専門部会においてこれまでの審議内容を総合的に勘案しまして、現行最低賃金853 円を44 円引上げて、897 円としたいという公益委員見解を別添のとおりお示しして、採決した結果、賛成5名、内訳は公益委員2名、労働側委員3名、反対3名、内訳は使用者側委員3名の賛成多数によりまして、鹿児島県の最低賃金を897 円に改定するということを当専門部会の結論とすることに至りました。

公益といたしましては、やはり格差是正をスピード感をもって推し進めたいということを申 し上げてこういう公益見解を提示し、採決に至ったということであります。

わたくしの報告は以上です。

〇 松枝会長

ありがとうございます。

ただ今、山本部会長から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議 経過について説明がございましたが、これについて何かご質問やご意見等はございませんでしょうか。

〇 松枝会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定について、これからお諮りいたします。

本審議会は、ただ今の専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額 897 円に改正することとしてよろしいでしょうか。

〇 濵上委員

異議あり。

〇 松枝会長

濵上委員より異議がございましたので、採決により決定したいと思いますが、その前に、議 事の決め方について、事務局より説明をお願いします。

〇 松山室長

最低賃金審議会令第5条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決すると されており、可否同数のときは、会長の決するところによるとなっております。

以上でございます。

〇 松枝会長

ありがとうございます。

議事の決め方は、事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の結論を、当審議会の結論として決定してよいかお諮りします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は、挙手をお願いします。ありがとうございます。 専門部会の結論につきまして、反対の委員は、挙手をお願いします。ありがとうございます。 採決の結果は、賛成9名、反対5名、合計14名で、賛成多数により、専門部会の結論と同じ

括決の結果は、資成9石、及料5石、日間14名で、資成多数により、専門部会の結論と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたしますが、何かご意見等ございますでしょうか。

〇 瀬平委員

専門部会でもですね、要望いたしましたけれども、再度要望いたしたいと思います。 資料の方は専門部会で配布いたしましたので、読み上げて要望いたしたいと思います。

現在中小企業・小規模事業者は、長期に及ぶコロナ禍の影響、原油価格や原材料価格の高騰、加えて価格転嫁が進んでいない等により、厳しい経営を行ってきております。このような経済情勢、経営状況の中で最低賃金をさらに引き上げられようとしております。

そこで、苦境にあえぐ中小企業・小規模事業者のために、下記の事項を要望いたします。

1、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的な賃上げができる環境の整備をお願いしたいと思います。

一つ、最低賃金の引上げ分が賄える環境の整備。長引くコロナの影響、原材料価格の高騰、ゼロゼロ融資の返済、加えて最低賃金の上昇など、中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しくなっています。このため、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げ分を賄うとともに、経営を持続できるよう、行政による経営環境整備のための経済対策、施策等を実施していただきたい。

具体的には、既存の支援策に加え、価格転嫁対策や原材料価格の高騰等、中小企業・小規模

事業者の経営に悪影響を及ぼしている要因を解消するための経済対策、施策等を実施していただきたい。

二として、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上への支援。人材確保や物価高に対応できるよう賃金引き上げを行いたいと考えている事業者もおりますが、経済状況や事業のやり方等では賃金を引き上げるだけの経営状況にない事業者も多くあります。このため、経営基盤の強化、DXへの取り組み、生産性の向上、販路の開拓等稼ぐ力につながる企業努力を行っている事業者に対して、行政においてもこれらの稼ぐ力を身に着けるための施策、支援をより一層充実していただきたい。

三つ目として、鹿児島労働局に最低賃金相談窓口の開設をお願いしたいということで、中小企業・小規模事業者が、事業所内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金等の支援策については、事業者が活用しやすく、より一層の実効性がある支援の拡充及び活用推進のための周知等が必要である。このため、最低賃金の引上げ等に係る支援策のワンストップ相談窓口を、鹿児島労働局に開設して、支援策の周知、活用促進等に努めていただきたい。

2として、大型経済対策の実施ということで、経済の好循環を生み出していくため、政府と して早急に大型の経済対策を実施していただきたい。

3としまして、税制及び社会保障制度の一体的見直し。会社員等の配偶者に扶養され、パートで働く人の場合、年収 103 万円までは所得税、106 万円又は 130 万円までは厚生年金等の社会保険料を負担しなくてもよいということでありますけれども、しかし、年収がこれらを超えますと、就業調整をする人が増加するため、事業者は不足する人材を探さなければならず、最低賃金の引上げに伴いまして、人手不足の深刻化している地方におきましてはさらに人手不足を加速させることが予想されます。このため、政府においては最低賃金の引上げと併せまして、税制及び社会保障制度についても一体的に見直しを行い、パート従業員の就業調整の抑制が図られる施策を実施していただきたい。

以上を要望したいと思います。

〇 松枝会長

ありがとうございます。

ただ今、使用者側から要望事項としまして、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的な 賃上げができる環境の整備、2大型経済対策の実施、3税制及び社会保障制度の一体的見直し という要望がございました。これらはいずれも重要な要望だと考えておりますので、使用者側 からいただきまして要望につきましては、答申文に付帯決議として追加させていただいてもよ ろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 松枝会長

ありがとうございます。

それでは事務局は答申文の準備をお願いします。

〇 松枝会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。

局長は、前の方へお願いたします。

令和5年8月10日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)。当審議会は、令和5年7月6日付け鹿労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の鹿児島県最低賃金(時間額821円)は令和3年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、長期にわたったコロナ禍の影響や、原油価格・原材料価格等の高騰等による厳しい状 況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう国、県におい ては、最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適 正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講 じるよう、当審議会として下記付帯決議する。記。1中小企業・小規模事業者が最低賃金引上 げ分を賄うとともに、経営を継続できるよう、行政国、県、市町村において既存の支援策に加 え、価格転嫁対策や、原材料価格高騰等中小企業・小規模事業者の経営に悪影響を及ぼす要因 を解消するための経済対策等、経営環境整備のための経済対策・施策を実施すること。2経営 基盤の強化、生産性の向上等稼ぐ力に繋がる企業努力を行っている中小企業・小規模事業者に 対し、行政においてこれらの稼ぐ力を身に着けるための施策・支援をより一層充実させること。 3業務改善助成金等の支援策については、事業者が活用しやすくより一層の実効性がある支援 の拡充及び活用推進のための周知が必要であることから、最低賃金の引上げ等に係る支援策の ワンストップ相談窓口を鹿児島労働局に開設して支援策の周知・活用促進に努めること。 4 経 済の好循環を生み出していくため、政府として早急に大型の経済対策を実施すること。5いわ ゆる年収の壁により、最低賃金引上げに伴ってパート従業員等の就業調整が増加し、人手不足 が深刻化している地方において人手不足がさらに加速することが予想されることから、政府に おいて、税制及び社会保障制度についても一体的に見直しを行い、パート従業員等の就業調整 抑制を図ることができる施策を実施すること。

別紙1。鹿児島県最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間897円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

別紙 2 は先ほど報告されましたとおりなので省略させていただきます。 以上でございます。

〇 松枝会長

答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長に一言ご挨拶をお願いします。

〇 中所局長

ただいま答申文をいただきました。委員の皆様方には、お忙しい中、本審議会にご参集いただき、最低賃金の審議をしていただきましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

鹿児島県最低賃金につきましては、7月6日に最初開催させていただき、その後、最低賃金専門部会が開催されまして、専門部会では7月24日の第1回から本日まで、計4回鋭意開催されてまいりました。

この間、本年度の最低賃金の額の決定にあたりましては、昨年来続いている資源高、また、円安、それを受けての春闘での大幅な賃上げの回答があった。その中で、その後、やはり実質賃金的には、名目賃金は上がったけれども、それ以上に物価が上がっている。実質賃金は下がっているではないか、このような報道も幾度もされたところでございます。そのような中、政府の方では骨太の方針の中でも、最低賃金全国平均1,000円以上を目指すという方針が出され、中央最低賃金審議会の方では、これも長い議論が交わされた中、本年度はA、B、C3つのランクに分けて中央最低賃金審議会の目安といいますか、公益委員見解が出されまして、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円の目安が示されたところでございます。

そのような中、当審議会、また、専門部会の方では様々な意見交換がなされました。

本日専門部会の部会長からも報告がございましたように、最近物価がやはり上昇していること、また、賃金も上がっていること、それに加えまして格差の是正を目指したというところを 非常に重く受け止めておるところでございます。

私共の方としても、県内高校生なるべく県内に留まって欲しいということで、各高校の方に ハローワークの方から働きかけを行っている、また、事業主様の方にはより早い段階で求人票 を出して欲しい、そのような要請もさせていただいたところでございます。

そのような中、部会の方からは目安を大きく上回る、具体的に申し上げますと、Aランクの 目安を上回る額の答申をいただいたというところ、非常に大きな意味があるのではないかなと いうふうに思います。

この答申を受けまして、これからの手続きでございますが、異議申出の公示を行いまして、その後、手続きを経て官報公示へと進んでまいります。また、効力発生次第、広報また周知活動を行ってまいりたいと考えますし、本日の答申の中でも付帯決議として様々なご提言をいただいているところでございます。趣旨につきましては、使用者側委員の方から、本日こういう目的で具体的にこういうことをして欲しいというものをいただきました。これにつきましても、重く受け止め、できることから、行えることから行っていく、また、働きかけも行っていきたいというふうに考えております。

最低賃金見ますと、やはり影響がある方、非常に大きいところでございます。実際のところ、 今、例えば求人を出して、最低賃金では来ないよという声もある一方で、最低賃金に近い時給 で働いておられる方も多いところでございます。最低賃金額が上がりますと、そのような方に も当然影響が出てくる。そのためにはやはり最低賃金額が上がりますよ、そのために様々な工 夫をしていただきたいということを情報発信して、また、単に情報発信するだけではなく、ご 相談にも乗っていきたいというふうに思います。

これから施行に向けて行政の方もやってまいりますので、皆様方もご協力のほどよろしくお 願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

〇 松枝会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題はその他となっていますが、何か委員の皆様からございませんでしょうか。

〇 伊藤委員

今日遅れてきて申し訳ありません。実は鹿児島市の方の障害者自立支援協議会が2時からありまして、私そっちの方の副会長をやっておりどうしても抜けられなくて申し訳ございません。今、最低賃金の方こうやって公益委員で聞かさせていただいて、障害者自立支援協議会の方でみると、障害を持っている人には最低賃金は適用されないという条項もありまして、そこを何とか是正していけないかなと個人的には考えておりまして、今後ともなかなか力不足ではありますが、どうかよろしくお願いします。

今日は申し訳ありませんでした。時間遅れて。

〇 松枝会長

ありがとうございました。

その他に何か委員の皆様からございませんか。

〇 川口委員

労働局にお願いというか、意見なんですけれど、本日のこの付帯意見書の取扱い、付帯決議書の取扱いについて、法的拘束力はないと、局長裁量では中々ないということは重々承知しております。それでもですね、この文書についてはやはり、いわゆる当審議会の現在地を示すものとして、また、さらには国とか県に対するメッセージ性を持ち得るものとして我々は非常に大切に考えております。そういった意味でですね、是非この文章を、恐らく速やかにプレスリリースされると思います。ただ、そこには載せられない、恐らくなじまない部分もあろうかと思います。ただしいずれかの形で県民とか社会に対するいわゆる開示、そういったものを迅速に、タイムリーに、専門会の議事録もそうですけれど、どんな審議がどんな形で行われてたのかというのを適正な形で早めに、タイムリーに開示していただければと思っているところです。よろしくお願いします。

〇 松枝会長

ありがとうございました。

他にどなたかございませんでしょうか。

〇 松枝会長

無ければ、今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

〇 松下室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として答申の内容を公示いたします。

公示に対する異議申出の締め切りは、公示の日の翌日から 15 日目となりますので、8月 25日金曜日が締切日となります。

したがいまして、異議の申し出があった場合は、異議申出締切日の翌日、翌営業日となります8月28日月曜日午前10時から、こちらの第2会議室で第4回本審を開催しまして、異議申出の内容についてご審議いただくことになっておりますので、日程の確保をお願いしたいと思っております。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はありません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくため、8月21日月曜日午後2時からと8月22日火曜日午前10時から運営小委員会を開催することになっております。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただき、局長の方から金額についての調査審議の諮問を行い、産別最賃の専門部会の委員の推薦公示を行います。推薦につきましては、9月13日水曜日までに推薦していただきたいと思っております。

また、各専門部会につきましては、できれば 10 月上旬頃から審議に入れるよう調整したいと 考えているところです。

なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審は 11 月 1 日水曜日となっております。 以上です。

〇 松枝会長

ありがとうございました。

ただ今、説明がありましたとおり、8月 25 日までに異議の申し出があった場合には、8月 28 日月曜日 10 時から第4回本審を開催することになりますので、皆様日程の確保をお願いします。

また、8月21日月曜日午後2時からと8月22日火曜日午前10時から運営小委員会を開催し、 産別最賃の専門部会の委員の推薦を、9月13日までにさせていただきたいということですので、 この日程について確認のほどよろしくお願いいたします。

他に、事務局から何かありますか。

〇 松山室長

特にございません。

〇 松枝会長

それでは、最後に、議事録確認者を指名します。

労側は白石委員、使側は濵上委員にお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。